資料２

令和２年度　歯科保健総合推進対策事業

市　町　村　支　援

【技術的支援】

１　市町村歯科保健担当者研修事業

（１）目　　的

県民の歯科口腔保健に関する健康づくりを推進するため、市町村歯科保健担当者等を対象とする研修会を開催し、専門的な歯科口腔保健行政が展開できるよう資質の向上を図る。

（２）事業概要

（根拠）　長野県歯科保健推進条例　第４条、第９条、第 10 条（１）（２）（３）

○市町村歯科保健担当者研修会の開催

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止

２　フッ化物応用推進事業

（１）目　　的

子どもたちの口腔の健康を増進させるため、教育関係者等を対象とする研修会を開催し、むし歯予防としてのフッ化物応用に関する取組を推進する。

（２）事業概要

（根拠）　長野県歯科保健推進条例　第 10 条(2)

○フッ化物応用推進研修会の開催

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止

【事業支援】

３　在宅重度心身障がい児者訪問歯科健診事業（委託事業）※現在実施中

（１）目　　的

家庭介護を受けている重度心身障がい児（者）は、市町村や特別支援学校等での歯科健診や歯科保健指導を受ける機会に恵まれない状況にあることから、在宅の障がい児（者）の口腔衛生の向上を通じた健康の保持・増進を図るため、訪問歯科健診等を実施し、歯科治療を必要とする疾患の発生を防ぐ。

（２）事業概要

（根拠）　長野県歯科保健推進条例　第 10 条（４）、第 12 条

○在宅重度心身障がい児者の健康を支える訪問歯科健診の実施

ア　対象者　　重度身体障がい児・者のうち、家庭介護の状態にある児・者

イ　内　容　　家庭を訪問して歯科健診･歯科保健指導、希望があればフッ化物塗布を行い、また、歯科治療が必要な場合は、重度心身障がい者歯科診療施設と連携協力し、訪問歯科診療の実施や病院の紹介等を実施する。

ウ　人　数　　要望者　86 名

圏域	市町村	要望者数（人）
佐久	佐久市	4
上小	上田市	5
	東御市	5
	長和町	1
諏訪	諏訪市	2
	茅野市	3
上伊那	伊那市	1
	駒ケ根市	2
	箕輪町	4
	南箕輪村	1
飯伊	飯田市	7
	松川町	2
	高森町	2
	阿智村	1
	豊丘村	1
木曽	木曽町	1
	木祖村	1
松本	松本市	4
	塩尻市	1
	安曇野市	26
	麻績村	1
大北	松川村	1
長野	坂城町	1
	飯綱町	1
北信	中野市	6
	飯山市	1
	野沢温泉村	1
合計	27 市町村	86

普　及　啓　発

【歯科口腔保健の普及】

１　８０２０運動普及啓発事業

（１）目　　的

部門別によい歯のコンクールを開催し、県民の歯科口腔保健に対する意識の高揚を図る。

（２）事業概要

（根拠）「親と子のよい歯のコンクール」実施要領（厚生労働省）
長野県民よい歯のコンクール実施要項
親と子のよい歯のコンクール実施要領（長野県）

○県民よい歯のコンクールの実施（県歯科医師会と共催）

部　門	表　彰	選　考　基　準
親と子の部	最優秀賞　1 優秀賞　2	歯及び口腔が正常かつ疾病異常がなく健康であり、口腔清掃状態が良好である親子
８０２０の部	最優秀賞　1 優秀賞　2 努力賞　2	80 歳以上で 20 本以上自分の歯を保っており、口腔清掃状態が良好である者

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止

２　８０２０推進支援研修会事業（委託事業）

（１）目　　的

高齢に達しても、いつまでも自分の歯で噛み、健康的な食生活を送ることで健康長寿の伸延を目指す「80 歳になっても 20 本以上自分の歯を保つ」という８０２０運動を推進するため、研修会を開催する。

（２）事業概要

（根拠）　長野県歯科保健推進条例　第４・７・９・10 条（９）

○歯っぴーながの８０２０推進県民大会での研修会の開催
（会場開催及びオンデマンド配信による開催）

ア　対象者　　歯科医療関係者、各専門職種の関係団体・行政・教育等の関係者
イ　日　時　　令和２年 11 月８日（日）10 時 30 分 ～ 12 時
ウ　場　所　　ホテルメルパルク長野
エ　内　容　　講　演　「生きることは、噛みしめること」
講　師　長野県民健口大使　　松山　三四六　氏
座談会　「８０２０と健康長寿」
参加者　長野県民健口大使　　松山　三四六　氏
料理研究会　　山本　麗子　氏
長野県歯科医師会　会長　伊藤　正明　氏
オ　参加者　　129 名

３　オーラルフレイル対策推進事業（委託事業）

（１）目　　的

口腔機能における軽微な衰え（滑舌の低下、食べこぼし、むせ、噛めない食品が増える等）からオーラルフレイルが始まるが、これが全身のフレイルの入口になるとされている。

このため、歯科保健医療関係者がオーラルフレイルに関する知識を深め、介入・支援等を行えるように研修会を実施すると共に、オーラルフレイルを高齢者等が早期に気づき予防や改善に取り組めるように市町村が高齢者等を対象に実施する普及啓発等に関する取組を支援する。

（２）事業概要

（根拠）　長野県歯科保健推進条例　第10条（８）

○人材育成事業

オーラルフレイル対策市町村支援事業を実施する歯科衛生士等を育成するための研修会を開催する。（Webによる開催）

ア　対　象　　歯科衛生士

イ　日　時　　令和２年９月６日(日)　10時～12時15分

ウ　内　容　　講演「健康長寿のためのフレイル予防と
オーラルフレイル予防の重要性について」
講師　長野県歯科医師会副会長　山岸　光男　氏

エ　参加者　　46名

○オーラルフレイル対策市町村支援事業　**※現在実施中**

市町村に歯科衛生士を派遣し、オーラルフレイル対策についての教室や講座等を市町村と連携して開催する。

ア　対　　象　　主に50歳以上の住民

イ　内　　容　　市町村が主催する、オーラルフレイル対策に関する講座の企画運営を支援し、事業終了時に摂食嚥下に関する機能評価と指導を行うことで住民の歯科口腔衛生の向上を目指す。

ウ　実施市町村　　御代田町、原村、阿南町、白馬村、千曲市、飯綱町、小川村
（７市町村）

人　材　育　成

【歯科医師対象】

１　有病者歯科保健推進研修事業（委託事業）

（１）目　　的

生活習慣病やその他歯科治療時に配慮を要する合併症等を有する患者の歯科口腔医療について、かかりつけ医と連携し、適切な口腔機能の維持管理等を指導できるよう歯科医療従事者の資質向上を図る。

（２）事業概要

（根拠）　長野県歯科保健推進条例　第５・６・７・10 条（２）

○有病者歯科保健推進研修会の開催（オンデマンド配信による開催）

ア　対 象 者　　歯科医師その他歯科医療関係者等

イ　配信期間　　令和２年 12 月 17 日（木）～12 月 20 日(日)

ウ　内　　容　　講演　「健康長寿のカギは口の中
　　待ったなしのオーラルフレイル対策」
　　講師　長野県歯科医師会　地域保健部理事　中村　隆　氏
　　シンポジウム
　　「多職種でアプローチ　オーラルフレイル対策」
　　座長　長野県歯科医師会　地域保健部理事　中村　隆　氏
　　シンポジスト
　　長野県薬剤師会　専務理事　石津　豊　氏
　　長野県看護協会
　　摂食嚥下障害看護認定看護師　宮阪　由紀乃氏
　　長野県栄養士会　副会長　馬島　園子　氏
　　長野県介護支援専門員協会　会長　小林　広美　氏
　　長野県食生活改善推進協議会　支部長　山崎　昭子　氏
　　長野県歯科保健推進センター　小出　明子

エ　参 加 者　　155 名

２　歯科医療従事者認知症対応力向上研修事業（委託事業）※現在実施中

（１）目　　的

認知症患者の増加に伴い、歯科医療機関に軽度認知症患者が受診する機会が増加していることから、自院を受診中の患者について、認知症の疑いがある人に早期に気づき、対応するとともに、認知症の程度や状況に応じた歯科治療や適切な口腔機能管理が実施できる歯科医療従事者を養成する。

（２）事業概要

（根拠）　認知症介護基礎研修事業実施要綱
　　長野県歯科保健推進条例 10 条

○認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の内容に即した研修会の開催
（オンデマンド配信による開催）

ア　対 象 者　　歯科医師等

イ　内　　容　　厚生労働省が推進する「歯科医師認知症対応力研修事業」の内容を実施

【歯科衛生士対象】

３　歯科医療関係者人材育成支援事業（補助事業）※現在実施中

（１）目　　的

進学前の生徒に対し、歯科衛生士という職業を紹介することで歯科衛生士養成校の進学率を高めるとともに、出産・育児等で離職中の歯科衛生士の復職を支援するための研修、実技指導及び就業に関する相談会等の開催により、歯科衛生士の確保を図る。

（２）事業概要

ア　事業内容　　高校生に対する職業紹介・相談会の開催
　　未就業歯科衛生士に対する研修・相談会の開催

イ　事業主体　　２事業者

ウ　補 助 率　　10/10または１／２

医　療　体　制　の　整　備

【地域・病院歯科口腔医療】

１　歯科医療安全管理体制推進特別事業（委託事業）※現在実施中

（１）目　　的

歯科医療の安全管理に関する研修会を行うことで、安全・安心で質の高い歯科口腔医療の提供体制を整える。

（２）事業概要

（根拠）　医療法第６条（11）

○歯科医療安全管理体制講師養成研修会の開催

ア　対象者　　県内 20 郡市歯科医師会で講師となる担当歯科医師

イ　内　容　　歯科医療の安全に関する様々な課題に関して研修会を開催し、参加した担当歯科医師が、各郡市会において医療安全講習会を実施する。

２　歯科保健医療機器整備事業（補助事業）

（１）目　　的

病院において、周術期等の口腔機能管理体制を整備し、必要な歯科治療を施すことや専門的口腔ケアを徹底することで、経口栄養摂取による体力回復期間の短縮やＱＯＬの向上を促進し、早期退院を支援する。

（２）事業概要

ア　事業内容　　病院における歯科保健医療機器の整備事業

イ　事業主体　　５病院

ウ　補 助 率　　１/３

（３）事業主体と内容

実 施 主 体	内　　容
長野赤十字病院	歯科診療用ユニットの整備
県立木曽病院	歯科診療用ユニット、パノラマレントゲン等の整備
諏訪赤十字病院	歯科診療用ユニット、嚥下内視鏡VEの整備
諏訪中央病院	歯科診療用ユニット、嚥下内視鏡VEの整備
丸の内病院	歯科診療用ユニットの整備

３　医科歯科連携研修事業（補助事業）

（１）目　　的

むし歯や歯周病の進行が、生活習慣病や全身疾患の増悪に関連していることから、医科分野と歯科分野の医療関係者が連携して、生活習慣病や全身疾患等の改善を図る体制を構築する。

（２）事業概要

ア　事業内容　　医科歯科連携のための協議会の設置と人材育成の研修会の開催

イ　事業主体　　長野県歯科医師会

ウ　補助率　　10/10

（３）内　　容

○医科歯科連携研修会（オンデマンド開催の予定）

○医科歯科連携協議会（Web による開催）
「長野県がん診療医科歯科連携事業運営協議会」
令和２年８月２日（日）10 時～11 時
○医科歯科連携協議会作業部会（Web による開催）
「長野県がん診療医科歯科連携事業運営協議会作業部会」
令和２年６月 10 日（水）19 時～20 時

【在宅歯科口腔医療】

４　在宅歯科医療連携室整備事業（委託事業）※現在実施中

（１）目　　的

在宅歯科医療を推進するために、平成 23 年度に設置した連携室の円滑な運営を図り、県民が在宅歯科医療を受けやすい環境の整備、在宅歯科医療に関する情報提供及び医科・介護など他分野との連携・調整を行い、地域における在宅歯科医療提供体制の構築を推進する。

（２）事業概要

（根拠）　長野県歯科保健推進条例　第 10 条（５）

ア　事業内容　　在宅歯科医療連携室の運営

イ　事業主体　　長野県歯科医師会

５　在宅歯科医療設備整備事業（補助事業）

（１）目　　的

在宅歯科医療に必要な医療機器等を整備し、訪問歯科診療を実施する医療機関等に貸出すことで在宅歯科医療の推進を図る。

（２）事業概要

ア　事業内容　　在宅歯科医療機器の設備整備事業

イ　事業主体　　２事業者

ウ　補 助 率　　１/３

（３）事業主体と内容

実 施 主 体	内　　容
鹿教湯三才山ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ 鹿教湯病院	訪問歯科診療ユニットの整備
丸の内病院	嚥下内視鏡VEの整備

６　地域在宅歯科医療実施拠点事業　（補助事業）※現在実施中

（１）目　　的

在宅歯科医療を推進するため、在宅歯科医療連携室（県歯科医師会内）を中心として、地域で在宅歯科医療の拠点となる窓口を設置し、拠点圏域での在宅歯科医療機器の貸出、地域包括支援センターや訪問看護ステーション等との連携、相談などについて、地域の実情に合わせて実施。

（２）事業概要

ア　事業内容　　在宅歯科医療連携拠点窓口設置・運営事業

イ　事業主体　　４事業者
ウ　補 助 率　　１/２

７　在宅歯科保健医療研修事業（補助事業）※現在実施中

（１）目　　的

在宅医療に携わる関係者等と在宅歯科医療に関して協議・研修を行うことで、在宅における歯科医療や専門的口腔ケア、摂食嚥下機能訓練等に関する知識を普及啓発し、在宅療養患者の栄養状態の改善、誤嚥性肺炎の予防、ＱＯＬの向上を図る。

（２）事業概要

ア　事業内容　　在宅療養患者のケアに関する歯科医療人材育成研修会の開催
イ　事業主体　　５事業者
ウ　補助率　　１/２又は10/10

【障がい者歯科口腔医療】

８　重度心身障がい者歯科診療施設運営事業補助金（補助事業）

（１）目　　的

重度心身障がい者の歯科診療は、診療従事者が多数必要になるとともに、患者１人当たりの診療時間も長時間を要する等不採算部門であるため、重度心身障がい者歯科診療施設の運営に要する経費（給与費、材料費等）に対して助成し、重度心身障がい者歯科診療体制の確保と充実を図る。

（２）補助基準額

・初診　　@4,800 円　×　患者数
・再診　　@2,100 円　×　患者数

（３）補助率　　１/３　　※上限額１，３００千円／事業者

（４）補助事業者

・学校法人　松本歯科大学　　（松本歯科大学病院）
・日本赤十字社長野県支部　　（長野赤十字病院）

推　進　体　制　の　整　備

【長野県歯科保健推進センター】

１　長野県歯科保健推進センター設置推進事業

（１）目　　的

県の歯科口腔保健施策を総合的・計画的に展開していくため、歯科口腔保健法第 15 条に基づく口腔保健支援センターを設置し事業の推進を図る。

（２）事業概要

平成 28 年４月に開設した「長野県歯科保健推進センター」を中心に各種歯科保健事業を実施

○出張講演等の実施状況

①県民対象の研修会

新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止

②関係団体等対象の研修会

新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止

③全国健康保険協会長野支部（協会けんぽ）　歯科口腔保健セミナー

実施年月日	申込者・団体	対象者	内容	人数
R2.8.3	（株）サワイ（佐久市）	社員	長野県の歯科保健、口腔と全身との関係、オーラルフレイルについて	70 名
R2.11.2	井坪ビジネス（株）（飯田市）※			20 名
R2.11.24	日本クリーンアセス株式会社(塩尻市)			15 名
R3.3.1	(株)マブチ・エスアンドティー(辰野町)※			66 名

※Web による開催

【施策の進捗管理】

２　長野県歯科保健推進県民会議

（１）目　　的

長野県歯科保健推進条例に基づき策定した信州保健医療総合計画について、進捗評価を行うとともに、地域の状況をふまえた歯科疾患の予防に対する取組、知識の普及啓発、意欲を高めるための運動促進等について、総合的に評価検討・協議するとともに、センターへの助言等を行う。

（２）事業概要

（根拠）　長野県歯科保健推進条例　第３・８・14 条

○県民会議の開催（書面開催）

ア　会議事項

（１）長野県の歯科口腔保健に係る取組状況等について

（２）令和３年度の歯科口腔保健事業予定について

（３）長野県歯科保健推進条例改正について

イ　今後の予定

委員からの意見等収集・・令和３年３月中旬

意見等に対する回答・・・令和３年３月下旬